

陳 情 文 書 表

受理番号	1 第 1 5 号	受理年月日	令和元年 8 月 2 8 日
陳 情 者			
件 名	町内（自治会を含む）運営での法令違反懸念の発生予防対応策の提案		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>「町会、住区問題の相談、訴え受け入れ機関の設置を要望」 個人情報保護法違反懸念及び共同募金、神社祭礼を具体例として陳情します。 下記 3 点を以って説明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 個人情報保護法違反懸念・・・副会長に、配布前に、区に相談を要望も不発。 ＊町会が、業者に「防災マップ」を注文・・・データベースである会員名簿の「目的外使用」に際し、多分に法令解釈誤解 表札は公知事実。従って、使用可の解釈は誤解。例・青山では特定個人判明は無理だが、「独居」の場合は、1 人ゆえ、青山太郎であれば、太郎が特定される。従って青山太郎商店であれば個人特定可能であり、明らかに個人情報である。内閣府個人情報委員会説明。 ＊町会品格毀損懸念・・・注文時の相見積セズ、収支計算放棄省略印刷代・諸掛り不明、作成数量、納品量・使用料・在庫量計算及び広告料金合計額等の記録不明、「無料入手・配布」では、公式記録ナシ。 記帳が全くないことは、管理放棄となる。会計記録に備忘的に残す配慮。町会の独立性の所以はこのようなことにも留意。</p> <p>2 共同募金・・・任意の確認、会費等から募金は不適切。多数決原理外である。全員賛成であっても、内容は別個で、一律ではない。 ＊年会費集金時に 1 年分 3 種の募金@ 5 0 0 円同時に集金が違法であるのに、一度の手数で済むは理由にならない。 ＊資源回収報奨金の全てを年 3 回の募金に充てることは、募金の趣旨に反し不適切である。 ＊祭への寄付金募金、町会費からは当然不適切。</p> <p>3 祭礼・・・町会の中では、氏子会を独立させ、分離傾向にある。 区民は必ずしも氏子になる必要もなく、神社は宗教上は神道である。町会は当然、神道でない。諸般の配慮から町会から独立傾向が散見される。 天皇家は神道だが、祭事は私的行事として混同なきよう配慮している。 神道でない会員は、どのような気持ちなのだろうか、氏子会独立は好ましい傾向である。神社への寄付、神輿山車制作、行事等の氏子会独立は急務と考え、</p>			

82町会の不一致を解消すべきである。

因みに祭礼寄付金・神輿製作時寄付金に氏名を貼出したり、結果を掲示板・回覧で広報に疑念はないのだろうか。更に、自会館があり、そこに祭例の寄付名・金額を大きく掲示する外に、繁華街・銀行ショーウインドー前に大きな立看板を架設し、町会会館と同様な所属・個人氏名等の貼出は、個人情報保護見地から過剰・宣伝・売名・募金強制等の思いもあったが、何故か本年から銀行から「お断り」の連絡がありました。折角？昨年、掲示書用の「パソコン」を購入したが、PC使用休止とは。

以上3点が事例です。

区及び議会は、日頃、「町会内部での問題解決」を口にしますが、それぞれ理由も理解しますが、悪習と思われる問題が解消すれば、事務・労力の節約になり、制度上の矛盾解決、運営透明度、知識改革になり、小さくも気付いたこと、出来ることから実行が、いつかは、全体に及び、運営・金銭の透明性に大きな効果を生じ、82町会に及び運営の標準化、発展と信じます。

「地域コミュニティ活性化」は、町会・住区住民会議に期待大ですが、区・議会は現状認識を行い、特に「会則厳守」「運用問題点解決」と支援・昔流の継続を見直し、せめて、パソコン・エクセル、簿記3級程度、中小企業組合士検定等の知識を有する人材確保により、大きな発展を目指すべきです。「区・業界・町会3者協議の入会増加、会館新設・補修費の補助金」は、運営には大きな効果は望めず違和感があります。町会の役員会・総会・関係書類・会員資格名簿整備等・・・会長他の業務結果評価を自主に任せるところで、正当評価実現は難儀です。監事の徹底した職責如何ながら、これも問題。

「区長とのまちづくり懇談会」は年次開催ですが、近年マンネリ化、発言制約で「単なるガス抜きの声」もあり、前回参加、今回欠席の伝言発言もありました。嫌なら来るなでしようが、町会問題は、町会役員意向聴取は誤りで、自由討論で「町会関係者抜懇談会」は如何ですか。町会より意欲ある目的別任意団体（NPO、ボランティア）に依存すべきです。「区議会」「区」別個でも、共催どちらでもいいです。

町会、住区問題の相談、訴え受け入れ機関の設置を要望します。

「町会問題研究会」として、メンバーを求め、勉強会でもいいです。区・議会・連合会等の参加も効果倍増かも。立派な町会もあるでしょうが、残念ながら、区民も無関心なのか、多くの声は聴けません。 以上

追記

残念なのは、かかる手続きをしなければ、町会問題は解決のスタートにもつけないのかです。町会は独立した地縁団体とは言え、区に一番近いものと言われている。区からの業務委託も多く、区は「いつもお世話になります」の挨拶

拶をしている。議会も同じ、更に選挙の票田。もう少し、問題解決に加わってもらいたい。総務省住民制度課、総理府個人情報保護委員会等は、確かに、親切に、相応の知識を以って対応してくれるが、このレベルの対応を区・議会は出来ないのだろうか。

第一、個人情報保護委員会から指導されたら、目黒区（行政・議会）は、不名誉と思わないのでしょうか。そうかもしれないが、制度上無理があるという態度は、如何なことか思う。

町会の中で提案・解決する事は、大きな決心が必要であることを察して貰いたい。黙っていれば、認めたことになり、同類視される。

結果、総理府個人情報保護松本相談員は、詳細な情報の提出があれば、町会名簿の目的外使用、第三者提供（法23条）観点から、調査を行い、違反事実が確認されれば、XXXXXXXXXXへ確認を行うが、法律違反が、明確でも、処罰は「指導」程度として、他の81町会への注意惹起とする。

但し、この指導の内容・時期は、情報提供者には知らせない。

【陳情事項】

町会の支援として、運営に於ける82町会の基本事項の標準化と法令・事務等の知識・実務の向上を目的とした相談機関の開設。